



# 沖縄県における「しまくとぅば」の表記について

## 現状・必要性

県内各地域において受け継がれてきた「しまくとぅば」は、地域の伝統行事で使用される大切な言葉であるとともに、組踊や琉球舞踊、沖縄芝居、島唄等といった沖縄文化の基層であり。いわば沖縄県民のアイデンティティの拠り所である。

一方、その表記については、研究者等によりいくつかの方法が提唱されているところであるが、現代の日本語にはない音がある等の理由から統一されていない。

仮名文字による「しまくとぅば」の表記は、「しまくとぅば」の文章を書くために必要なものであり、仮名文字表記の確立は、「しまくとぅば」の普及・継承の効果を高めるとともに、地域によって異なる「しまくとぅば」の多様性と意義を理解し、地域ごとの「しまくとぅば」の普及・継承に資するものであると考えられる。

そのため、沖縄県によるしまくとぅばの普及・継承の取組を行う上で、統一的な仮名文字表記を策定する必要がある。

## 経緯と基本的考え方

沖縄県では、平成30年度に学識経験者等で構成するしまくとぅば正書法検討委員会を立ち上げ、その表記について議論を重ねてきたところであるが、このたび、以下の基本的考え方に基づく「沖縄県における「しまくとぅば」の表記」について整理した。

### 【基本的考え方】

- ①本表記と異なる表し方を否定するものではない
- ②普及が目的であるため、児童生徒を含む多くの県民にわかりやすいもの
- ③仮名文字表記はカタカナに準拠。それでも書き表せないものはカタカナ表記の文字構成の原則を適用し、新たな表記を創出
- ④琉球諸語全体の音を可能な限り重複がないよう書き分ける

※公表後の使用状況や環境の変化にあわせ、必要に応じて見直しを検討。

## 県の「しまくとぅば」表記の方法

沖縄県による「しまくとぅば」の普及・継承の取組等における「しまくとぅば」の仮名文字表記は、原則として「地域表記」によるものとする。

「地域表記」は、ユネスコの区分に基づいて、国頭、沖縄、宮古、八重山、与那国の5つの地域ごとの表記一覧表で構成する。

### 地域表記

○ユネスコの区分に基づき、国頭、沖縄、宮古、八重山、与那国の5つの地域で構成し、それぞれ表記一覧表を作成。作成にあたっては、以下の4つの基本方針に基づき、各地域のすべての集落の「しまくとぅば」を書き分けられるよう整理。

#### <基本方針>

①表音性（「しまくとぅば」の音節と仮名文字表記との間に一対一の対応関係があること）

- ・発音性の高い音節文字であるカタカナを利用し、国際音声記号を併記。
- ・現代日本語と同じ発音の場合は「日本語の表記」に準じ、現代日本語にない音節についてはカタカナや記号を組み合わせで表記。

②簡潔性（簡単でわかりやすいこと）

- ・1つの音に「添え字」1文字、「補助記号」1つを原則とし、表形式にして整理。
- ・表記できない音節を表すために新たに用いる補助記号は、どんな発音か容易に理解できるものとする。
- ・キーボードのJIS配列及び、フリック入力で簡易に使用できる記号を優先。

③体系性

- ・地域ごとの発音の特徴を示しつつ、日本語の50音図が示すような仮名文字表記の体系性を学ぶことが可能となるよう、表形式とする。
- ・日本語の50音図の「行」（カ行、サ行、ナ行等）は同じ子音（k, s, n 等）を共通に持つ仮名を並べ、「段」（ア段、イ段、ウ段等）は同じ母音（a, i, u 等）を共通に持つ仮名文字を並べる。

④親近性

- ・独自の仮名文字による表記を設定し、ある程度、地域になじんできているものについても考慮。
- ・親しみやすいカナ文字を小書きで添えることで、手軽に用いることができるようにする。